

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年7月9日

火 曜 日

号 外

目 次

人事委員会規則

○公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

1

規 則

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年7月9日

富山県人事委員会

委員長 中 井 敏 郎

富山県人事委員会規則第 470号

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則（平成14年富山県人事委員会規則第 183号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「富山県並行在来線準備株式会社」を「あいの風とやま鉄道株式会社」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公益法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の規定は、平成25年6月28日から適用する。

